平成２８年（フ）第７９号
北海道旭川市東旭川町下兵村251番地の13
宿泊自立訓練事業所なかま
破産者　野々部　肇
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
北海道旭川市東８条６丁目２番22号　イースト８・６　２Ｆ206
破産者　北島　　隆
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３７号
静岡県焼津市坂本211番地
破産者　中野弥栄子
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
静岡県浜松市中区佐藤１－８－６　リヴェールセントラルハイツ302、住民票上の住所静岡県磐田市池田371番地　マイステージＣ棟
破産者　大橋三千子
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
静岡県浜松市西区舘山寺町1633番地の12、前住所静岡県浜松市西区舘山寺町2048番地
破産者　新村　祥一
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
静岡県浜松市西区舘山寺町1633番地の12、前住所静岡県浜松市西区舘山寺町2048番地
破産者　新村　道子
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
京都府城陽市寺田正道71番地の17
破産者　北村　卓也
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町17番地25　コスモプラザ小松303号、前住所東京都目黒区上目黒４丁目30番３号　ユースフル祐天寺315
破産者　畑　　幹雄
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
広島県呉市警固屋３丁目５番23号
破産者　小山美智子
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１６号
山口県岩国市南岩国町４丁目54番16号
破産者　中屋知津子
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１２号
佐賀県伊万里市新天町534番地14　ホワイトキャッスル101号
破産者　松山　洋子
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１９１号
熊本市西区城山下代１丁目１番12号、開始決定時の住所熊本市東区西原２丁目11番27号　クリオコート62　202
破産者　福嶋　明美
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０２号
大分県津久見市宮本町６番６－101号フレグランス麻生Ｂ、開始決定時の住所大分県津久見市立花町５番27号
破産者　佐藤　一宏
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２８年（フ）第１５９号
千葉県市川市原木２丁目８番５－303号（レジデンス田園）
破産者　小林　宏貴
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８３号
千葉県市原市ちはら台東１丁目26番地12
破産者　成田　美鈴
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２００号
千葉市美浜区稲毛海岸１丁目２番８棟204号
破産者　三宮　敦之
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０１号
千葉県船橋市高根台６丁目45番３号　河合ハイツ202号
破産者　髙本　祥男
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１６号
千葉県市原市ちはら台南５丁目20番地７
破産者　相場　美岐
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４０号
千葉県市原市白金町５丁目31番地　ラインヴィラ白金108号室
破産者　栗原　信義
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７０号
千葉市美浜区真砂３丁目17番２棟810号
破産者　齊藤真由美
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８８号
千葉県市川市鬼高３丁目13番２号（マンションニュー中山118号）
破産者　高部　　晋
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係